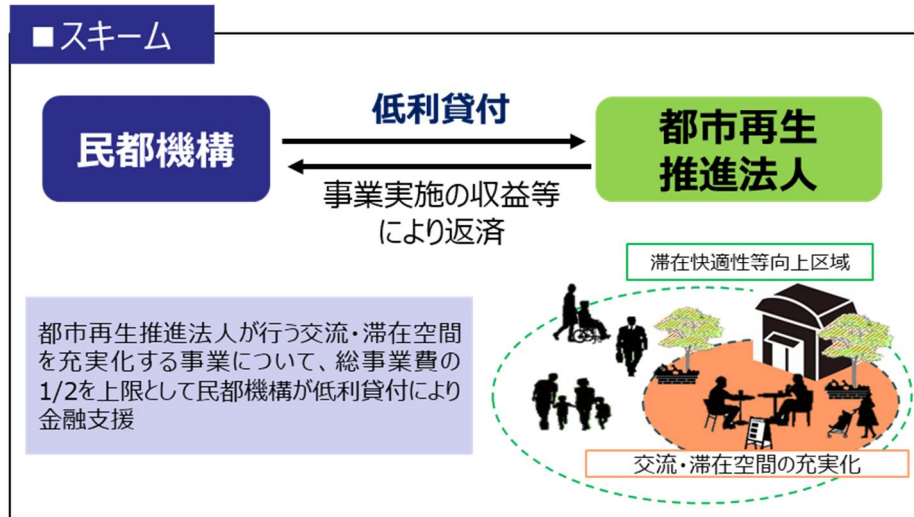


## 9-3. まちなか公共空間等活用支援事業

- 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する既存建物のリノベーション等の事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により支援します。



### ■ 主な要件

- 支援対象：都市再生推進法人
- 支援対象事業：ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する既存建物のリノベーション等の事業
- 支援限度額：総事業費の 1/2
- 貸付期間：最長 20 年
- 事業要件：
  - 都市再生整備計画の区域内に定められるまちなかウォークアブル区域内で行われる事業であること
  - 都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

### 支援活動イメージ



賑わいあふれる交流・滞在空間形成のため、カフェ等の整備と併せて、広場におけるベンチの設置や植栽等を行う事業などを支援